

衆議院東日本大震災復興特別委員会
委員長 秋葉 賢也 様

東日本大震災津波からの本格復興
を推進するための要望書

平成26年5月28日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波からの本格復興を 推進するための要望項目

- 1 復興に必要な財源の確保と十分な予算措置
- 2 「復興交付金事業」の確実な予算措置及び柔軟な運用
- 3 被災地復興のための人的支援・財源措置
- 4 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

東日本大震災津波からの本格復興を 推進するための要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から3年以上が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（4月30日現在）で、死者4,672人、行方不明者1,132人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万5千棟を超えており、被災地の方々にとっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、復旧・復興に向けた取組を推進してきたところです。平成26年度においては、これまで進めてきた「基盤復興」の成果を土台とし、第2期復興実施計画に基づき「本格復興」の取組を力強く押し進めていくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、「東日本大震災復興基本法」等の制定や復興庁の設置に加え、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」の施行による円滑な事業用地確保の支援など、被災地の復興に向けて鋭意御尽力いただいているところです。

今後も、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保するとともに、復興の加速化に向け、支障となっている現行制度の弾力的な運用を図り、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興に必要な財源の確保と十分な予算措置

(1) 復興が完了するまでの間の財源確保

国の復興財源のフレームは、集中復興期間である平成 27 年度までしか示されていないことから、復旧・復興事業を計画的に実施するためにも、復興が完了するまでの間の十分な財源フレームを早期に示すとともに、所要の財源確保を図るよう要望します。

(2) 特例的な財政支援の継続

復興の実現には、長期にわたる国の特例的な支援が今後とも必要であり、復興が完了するまでの間、復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保等による財政支援措置をこれまでと同様に継続し、新たな地方負担を生じさせることのないよう要望します。

2 「復興交付金事業」の確実な予算措置及び柔軟な運用

(1) 確実な予算措置

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、平成 27 年度までとされている復興交付金制度の期間を延長し、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図るよう要望します。

また、複数年度にわたる復興事業については、原則として必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分に対応できる予算を確保するよう要望します。

(2) 復興交付金の交付対象事業の拡大

復興交付金は基幹事業として 5 省 40 事業を交付対象としていますが、今後必要となる観光関連施設の整備など、県が復興計画で掲げている「なりわい」の再生に資する事業に対する支援が部分的であることから、交付対象を拡大するよう要望します。

(3) 効果促進事業の柔軟な運用

基幹事業と関連し、使途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、採択される事業が限られていることから、地方が創意工夫を発揮できるよう、対象事業の拡大を要望します。

また、一括配分に関しては、使途内訳書を提出することにより着手可能となる制度の趣旨に沿って、早期に事業着手が図られるよう、柔軟かつ迅速な対応を要望します。

3 被災地復興のための人的支援・財源措置

復興事業を迅速かつ確実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災者の心身の健康を守る保健活動や建物再建後の課税評価等のソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、更なる強化を要望します。

(1) 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による人的支援を継続するとともに、国による関係機関との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

(2) 国による任期付職員の採用制度の創設

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を、国において任期付職員として一括採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を創設するよう要望します。

(3) 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされていますが、平成27年度以降、復興が完了するまで継続するよう要望します。

また、派遣職員等のメンタルヘルスケアのための経費についても、全額を震災復興特別交付税の対象とするよう要望します。

(4) 民間企業等からの人的支援の推進

復興の進捗に伴い、まちづくりや産業振興の取組など行政の視点のみならず、民間企業等からの様々な視点を参考に復興を進めるため、民間企業等からの人的支援について積極的に推進する必要があると考えられることから、関係団体等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体との丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援するよう要望します。

4 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

(1) 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町のまちづくりに伴う原状復旧と比べて増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とすることを要望します。

(2) 復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

復興交付金の対象とならない部分がある場合についても、震災復興特別交付税の措置又は取り崩し型基金の積み増しの措置を行うよう要望します。

(3) 全線復旧に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

(4) 早期再開に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備を始め、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。